

# 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 次 第

令和3年2月2日（火）19時30分から  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 専門家発言
- 4 本部長発言・指示
- 5 閉会

# 新型コロナウイルス感染症に関する対応

## 1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 2月1日15時時点)

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	26,185,355	441,319
イ ン ド	10,757,610	154,392
ブ ラ ジ ル	9,204,731	224,504
英 国	3,828,183	106,367
ロ シ ア	3,808,348	72,029
フ ラ ン ス	3,255,920	76,201
ス ペ イ ン	2,743,119	58,319
イ タ リ ア	2,553,032	88,516
ト ル コ	2,477,463	25,993
ド イ ツ	2,225,659	57,163
そ の 他	35,924,362	923,066
合 計	102,963,782	2,227,869

※192の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表1月31日24時時点)

都 道 府 県	感染者数	死亡者数
東 京	99,841	886
大 阪	43,722	926
神 奈 川	40,764	467
埼 玉	25,191	350
愛 知	23,901	396
千 葉	22,316	250
北 海 道	17,445	602
兵 庫	16,357	399
福 岡	16,176	187
京 都	8,200	112
そ の 他	73,445	1,145
合 計	387,358	5,720

※チャーター便帰国者15名、空港検疫2,145名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

# ○都の発生状況(2月1日19時00分時点) 新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数 (累計)	100,234 人
入院	2,899 人
軽症・中等症	2,766 人
重症	133 人
宿泊療養	656 人
自宅療養	4,692 人
入院・療養等調整中	3,472 人
死亡	894 人
退院等 (療養期間経過を含む)	87,621 人

## 陽性者数の内訳

- ・海外からの旅行者 3名(中国在住)
- ・都内在住者等 100,231名

(注)

- ・チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- ・「重症」は、人工呼吸器管理 (ECMOを含む) が必要な患者数を計上
- ・退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

## ○ 直近の国の動き

- 12月11日 第18回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 12月14日 第49回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 12月23日 第19回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 12月28日 第50回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 5日 第20回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月 7日 第51回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 1月 8日 第21回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月13日 第52回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 1月15日 第22回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月22日 第53回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第54回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

## ○ 直近の都の動き

- 12月 2日 第42回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 12月14日 第43回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 12月17日 第44回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 12月21日 第45回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)

# 新型コロナウイルス感染症への各局の対応

## ○直近の各局の主な対応(12月～)

### 【政策企画局】

- ・ 1都3県知事共同メッセージ発出(12月8日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(12月21日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(1月10日)
- ・ 1都3県知事による総理大臣との面会(1月12日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(1月15日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(1月15日)

### 【総務局】

- ・ 経済的に困難な状況にある方を対象に緊急サポートスタッフを募集【全庁的取組】(12月11日)
- ・ 緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターの設置(1月8日～)
- ・ 繁華街等における呼びかけ活動の実施(1月8日～)
- ・ 営業時間短縮要請への協力状況の確認(1月18日～)

### 【財務局】

- ・ 都庁展望室の休室(令和2年12月23日から)

### 【主税局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した事業者への固定資産税等の軽減措置について、ディスプレイ(バナー)広告、新聞広告(日刊主要6紙)等を活用した周知徹底

## 【戦略政策情報推進本部】

- ・ 民間事業者と連携したスーパーなどの混雑情報配信サービス提供開始（1月8日）

## 【生活文化局】

- ・ 広報東京都12月号5面・8面で、感染症対策条例の改正、年末年始の基本的な感染予防の徹底、STOP!コロナ差別について掲載
- ・ 東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに「感染対策 短期集中」のチラシを「やさしい日本語」で作成・配布
- ・ 感染拡大防止CMを年末年始に放映（12月19日～）
- ・ 東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに「年末年始に向けてのメッセージ 新型コロナウイルスうつさない・うつらない」を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・ 町会・自治会へ感染拡大防止対策を記載したチラシを送付し、各家庭への周知を依頼
- ・ 年末年始に向けて、感染症拡大への警戒を広く都民に呼び掛けるため、広報東京都特別号を発行
- ・ 外国人等が抱える年末年始の不安等に対応するため、TOCOSを12月29日、30日及び1月2日に臨時開設
- ・ 様々な悩みを抱える女性が孤立することのないよう、年末年始（12月29日～1月3日）に、東京ウィメンズプラザで緊急電話相談を実施
- ・ 地域における感染拡大防止対策の認知向上と意識啓発を図るため、町会・自治会の普及啓発活動を支援する「新型コロナ感染拡大防止普及啓発事業助成」の募集開始（12月23日）
- ・ 年末年始に都立文化施設で開催する文化事業を一部休止
- ・ 広報東京都1月号2面・6面で、「ウィズコロナ東京かるた」、感染症対応支援について掲載
- ・ 1月7日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応
  - 都立文化施設で開催する文化事業の一部休止を延長
  - 都民情報ルームへの来室を伴う全ての都民向け業務を休止
  - 東京ウィメンズプラザ、消費生活総合センターの施設利用業務を一部休止
  - 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を呼びかけ
  - 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に感染症対策の徹底について協力を要請
- ・ 新聞主要6紙に、不要不急の外出自粛やテレワークの強化、飲食事業者に対する営業時間短縮への協力を呼びかける広告を掲載（1月16日～19日 延べ6回）
- ・ 東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに都の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・ 若者向けの情報発信として、知事のメッセージ動画などをSNSで毎日発信（1月18日～）
- ・ 広報東京都2月号1～4面で、外出自粛及びテレワーク等の強化、感染症対応支援について掲載

## 【オリンピック・パラリンピック準備局】

- ・ 年末年始期間における都立スポーツ施設等の一部利用中止等
- ・ 都立スポーツ施設等の一部利用中止等の期間延長

## 【都市整備局】

- ・ 大晦日の終夜運転の中止等について、1都3県で鉄道事業者及び国に対し共同要請
- ・ 地域のエリアマネジメント団体等が主催している、大規模な施設でのイルミネーションイベントにおける点灯停止等のお願い
- ・ 鉄道の終電時刻の繰り上げ等について、1都3県で国及び鉄道事業者に対し共同要請

## 【住宅政策本部】

- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大。また、随時募集において新たな団地を追加（合計355戸）

## 【環境局】

- ・ 年末年始期間における環境局所管施設の臨時休園・臨時休館の実施
- ・ 環境局所管施設の臨時休館・臨時休園の継続

## 【福祉保健局】

- ・ 「東京都新型コロナウイルス感染症対策条例」を改正
- ・ 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた取組をとりまとめ
- ・ 年末年始に向けた取組の充実
  - 発熱相談センターの電話回線数の増強
  - 診療・検査医療機関及び調剤薬局の体制確保支援
  - 入院患者受入体制の確保支援
  - 高齢者施設等の検査費用助成の対象拡大
  - 住まいや仕事を失った方への相談体制等の強化

## 【病院経営本部・福祉保健局】

- ・新型コロナウイルス感染症専用医療施設の運営を開始（12月16日～）

## 【産業労働局】

- ・「都内観光促進事業」（もっと楽しもう！TokyoTokyo）の利用自粛について公表（12月3日）
- ・年末年始の多様な相談支援体制としてキャリアカウンセラーによる就労相談の実施について公表（12月21日）
- ・宿泊施設テレワーク利用促進事業の拡充等について公表（1月7日）
- ・「テレワーク緊急強化月間」の設定等について公表（1月7日）
- ・サテライトオフィスとして提供できる多摩地域の宿泊施設の募集について公表（1月7日）
- ・「TOKYOテレワークアワード」の募集を開始（1月18日）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供について公表（1月18日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1/8～2/7実施分)」の対象拡大について公表（1月20日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（1月22日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（12/18～1/7実施分）」の申請受付を開始（1月26日）
- ・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）の補助対象の拡充について公表（1月29日）

## 【中央卸売市場】

- ・年末年始期間における市場の一般見学等を中止
- ・市場の一般見学等の中止期間を延長

## 【建設局】

- ・ 年末年始期間における建設局所管施設の臨時休園・臨時休館の実施
- ・ 建設局所管施設の臨時休園・臨時休館の継続及び一部施設の使用中止

## 【港湾局】

- ・ 年末年始期間における港湾局所管施設の臨時休園・臨時休館の実施
- ・ 港湾局所管施設の臨時休園・臨時休館の延長及び一部施設等の利用中止

## 【交通局】

- ・ 大晦日の都営地下鉄の終夜運転等を行わないことについて公表（12月18日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「都電おもいで広場」の臨時休場の延長
- ・ 1月7日に発出された緊急事態宣言や1都3県知事及び国土交通省からの要請等を踏まえ、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの終電繰り上げを公表（1月13日）
- ・ 1月7日に発出された緊急事態宣言や各鉄道事業者による終電繰り上げ等を踏まえ、都バスの深夜バス最終便の一部繰り上げを公表（1月14日）

## 【水道局】

- ・ 年末年始期間における水道局所管施設の臨時休館及びイベントの中止
- ・ 水道局所管施設の臨時休館及びイベントの中止の延長

## 【下水道局】

- ・ 年末年始期間における下水道局所管施設の臨時休館
- ・ 下水道局所管施設の臨時休館の延長

## 【教育庁】

- ・ 緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について  
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等（案）

---

令和3年2月2日

# 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（案）

## 1. 区域

都内全域

## 2. 期間

令和3年2月8日（月曜日）0時から3月7日（日曜日）24時まで

## 3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

### （1）都民向け：日中も含めた不要不急の外出自粛

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請  
（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項）

### （2）事業者向け：営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限

- ・施設管理者（次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設）に対して営業時間の短縮を要請するとともに、業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
- ・イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催等を要請（法第24条第9項）

## 2. 緊急事態措置（施設の使用制限・イベントの開催制限）等の概要

### <① 施設の使用制限>

（下線については、特措法に基づく要請）

施設の種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>営業時間短縮を要請</u> （営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで）</li> <li>・ <u>業種別ガイドラインの遵守を要請</u></li> <li>・ 令和3年2月8日（月）0時～3月7日（日）24時</li> </ul>
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

### <※ 緊急事態措置以外の対応>

施設の種類	内容
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需物資を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需サービスを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20時以降の営業時間短縮、酒類提供は11時から19時までを協力依頼</li> <li>・ 業種別ガイドラインの遵守を協力依頼</li> <li>・ 令和3年2月8日（月）0時～3月7日（日）24時</li> </ul>
イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下を協力依頼</li> <li>・ 令和3年2月8日（月）0時～3月7日（日）24時</li> </ul>

### <② イベントの開催制限>

（下線については、特措法に基づく要請）

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化</u>（あわせて、20時以降の営業時間短縮の協力依頼）</li> <li>・ 令和3年2月8日（月）0時～3月7日（日）24時</li> </ul>
----	--

# 「出勤者数7割削減」に向けたテレワークの強化

- **1都3県「テレワーク集中実施期間」の設定**  
各都県で経営者団体への要請や施策PRを展開
- ＜都の主な取組＞
- **半日・時間単位のテレワーク勤務「テレハーフ」**  
を事業者に推奨
  - 多摩のホテルをサテライトオフィスとして提供
  - 企業のテレワーク用ホテルの借上げ経費を支援

# 緊急的な一時宿泊場所の提供

## ○ビジネスホテルの受付期間を延長



- 対 象 住まいを失った方
- 受付期間 緊急事態宣言期間中（～3月7日（日））
- 受 付 TOKYOチャレンジネット
- 問合せ先 0120-874-225  
0120-874-505（女性専用）

# 医療提供体制の確保

## 病床確保

- **現在、4,900病床※を確保**  
(うち、都立・公社病院：1,700床)  
※重症用315床 中等症等用4,585床

## 宿泊療養

- **2月3日(水)に新たに1施設運用開始**  
合計で13施設、約5,500室を確保

# 高齢者施設等の感染拡大防止対策の徹底

## 医療施設・高齢者施設等への支援

- 陰圧設備等の整備を支援
- 職員研修動画の配信
- 東京iCDC「感染対策支援チーム」の派遣

## 高齢者施設職員のPCR検査の実施

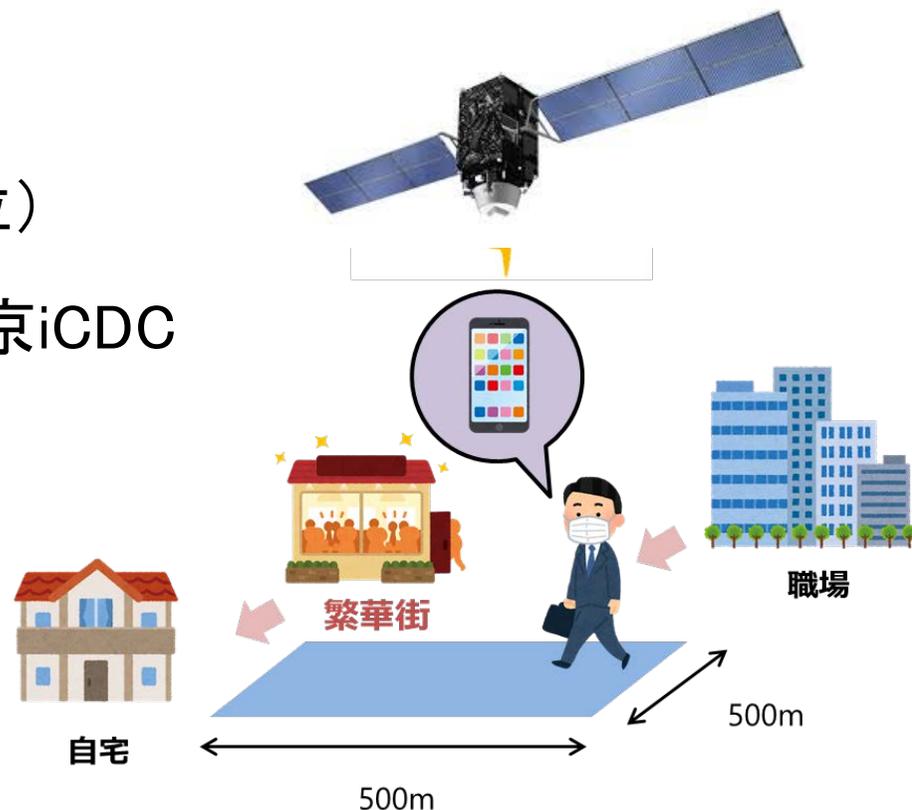
- 都として実施計画を策定  
⇒ 施設における検査を徹底

# 都内主要繁華街における 滞留人口モニタリング

東京都医学総合研究所  
社会健康医学研究センター  
西田 淳志

# ハイリスクな人流・滞留を正確にとらえる

- GPSの移動パターンから**レジャー目的の人流・滞留を推定**※
- **主要繁華街**にレジャー目的で移動・滞留したデータを抽出
- ハイリスクな時間帯の人口滞留量を  
1時間単位で推定(500mメッシュ単位)
- LocationMind ⇒ 都医学研 ⇒ 東京iCDC



※GPS移動パターンから職場と自宅の場所を推定した後、  
職場・自宅以外の15分以上の滞留をレジャー目的としてカウント

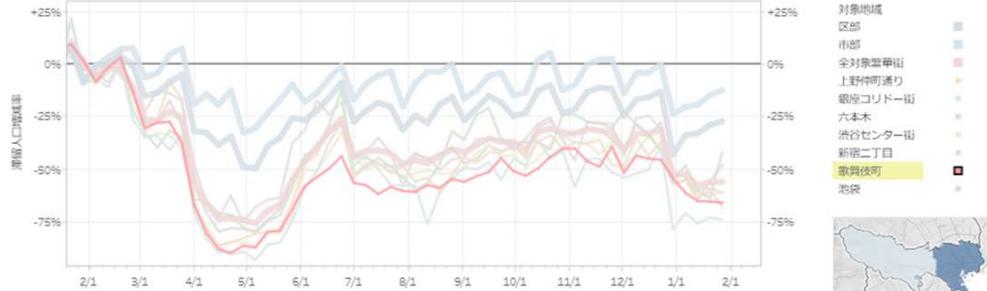
# 繁華街別 人口滞留ダッシュボード

## 歌舞伎町

LOCATIONMind xPop

家庭・オフィス以外  
滞留人口増減率  
感染拡大以前比\*

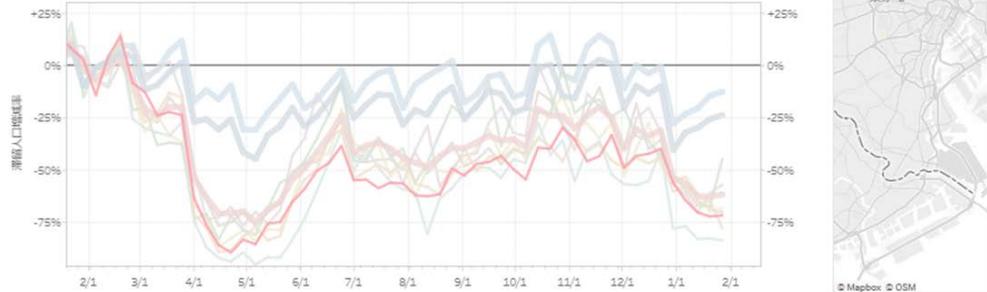
17:00~24:00



20:00~24:00



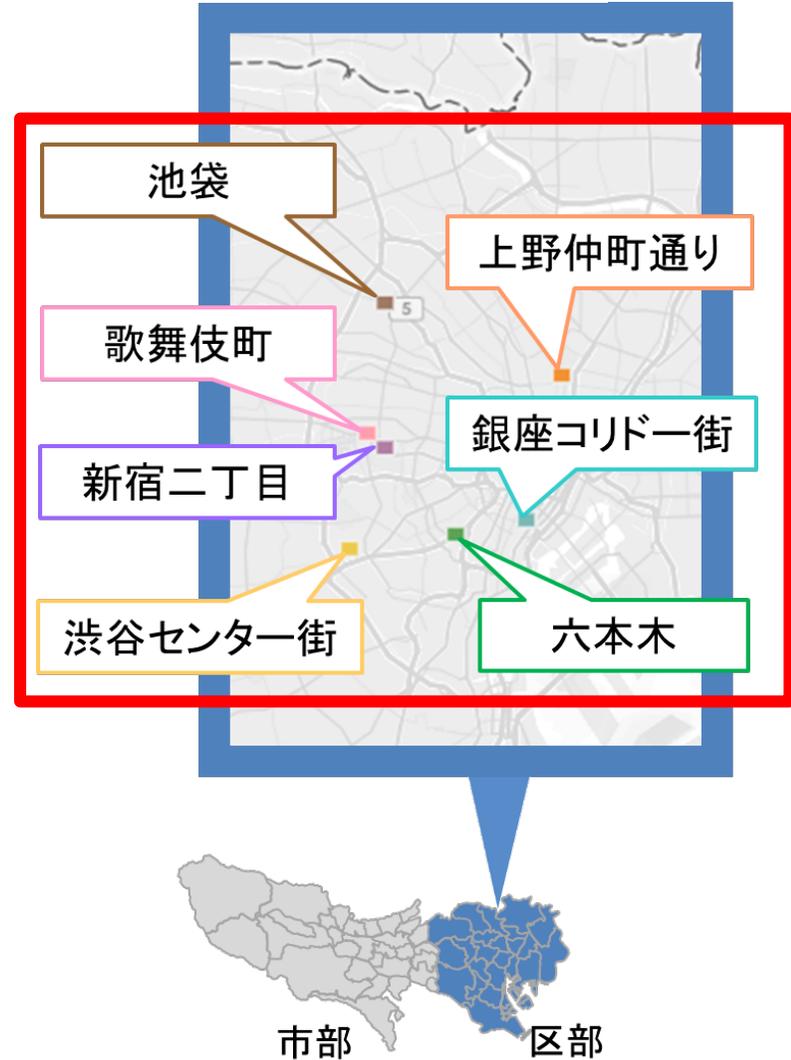
22:00~24:00



\*感染拡大以前 (1/19~2/15) の平日日別平均を基準にした場合の減少率。

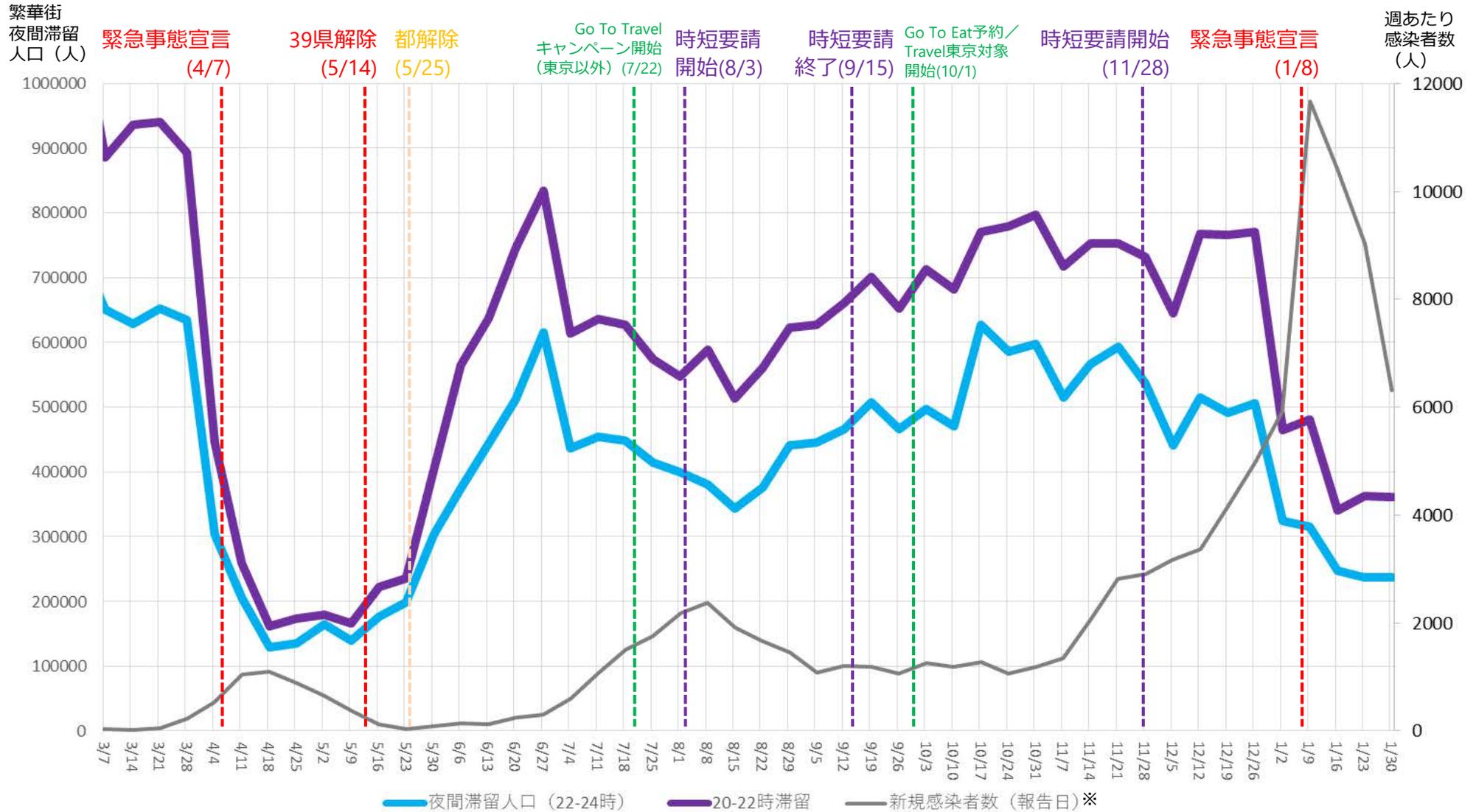
LocationMind xPop © LocationMind Inc.

## 主要7繁華街合計値を算出



LocationMind xPop © LocationMind Inc.

# 主要繁華街夜間滞留人口の推移:東京（2020年3月1日～2021年1月30日）



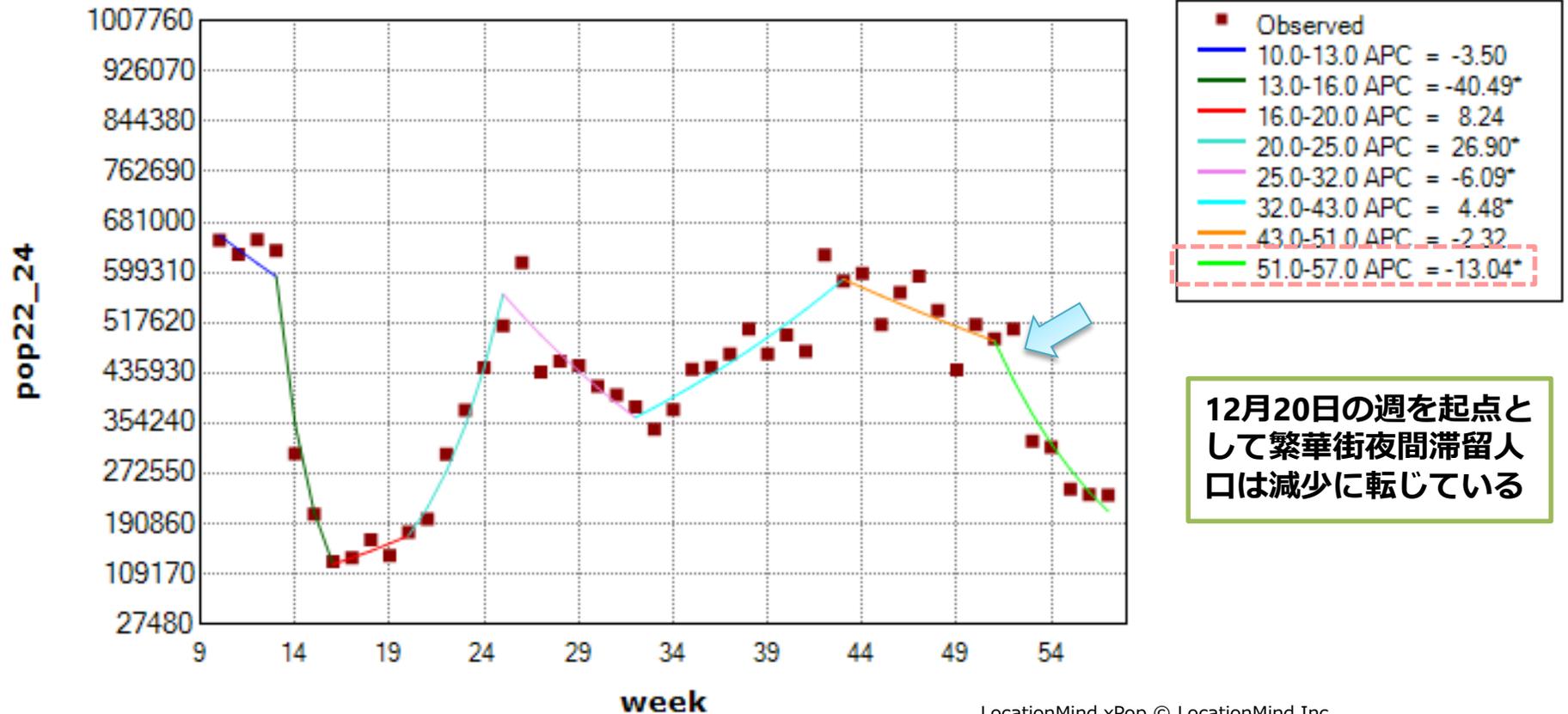
左目盛り：繁華街夜間滞留人口 (人) 右目盛り：週あたり感染者数 (人)

LocationMind xPop © LocationMind Inc.

※新規感染者数 (報告日) には  
発症日不明及び無症状感染者が含まれる

# 夜間滞留人口量の変曲点分析 (2020年3月1日～2021年1月30日)

7 Joinpoints



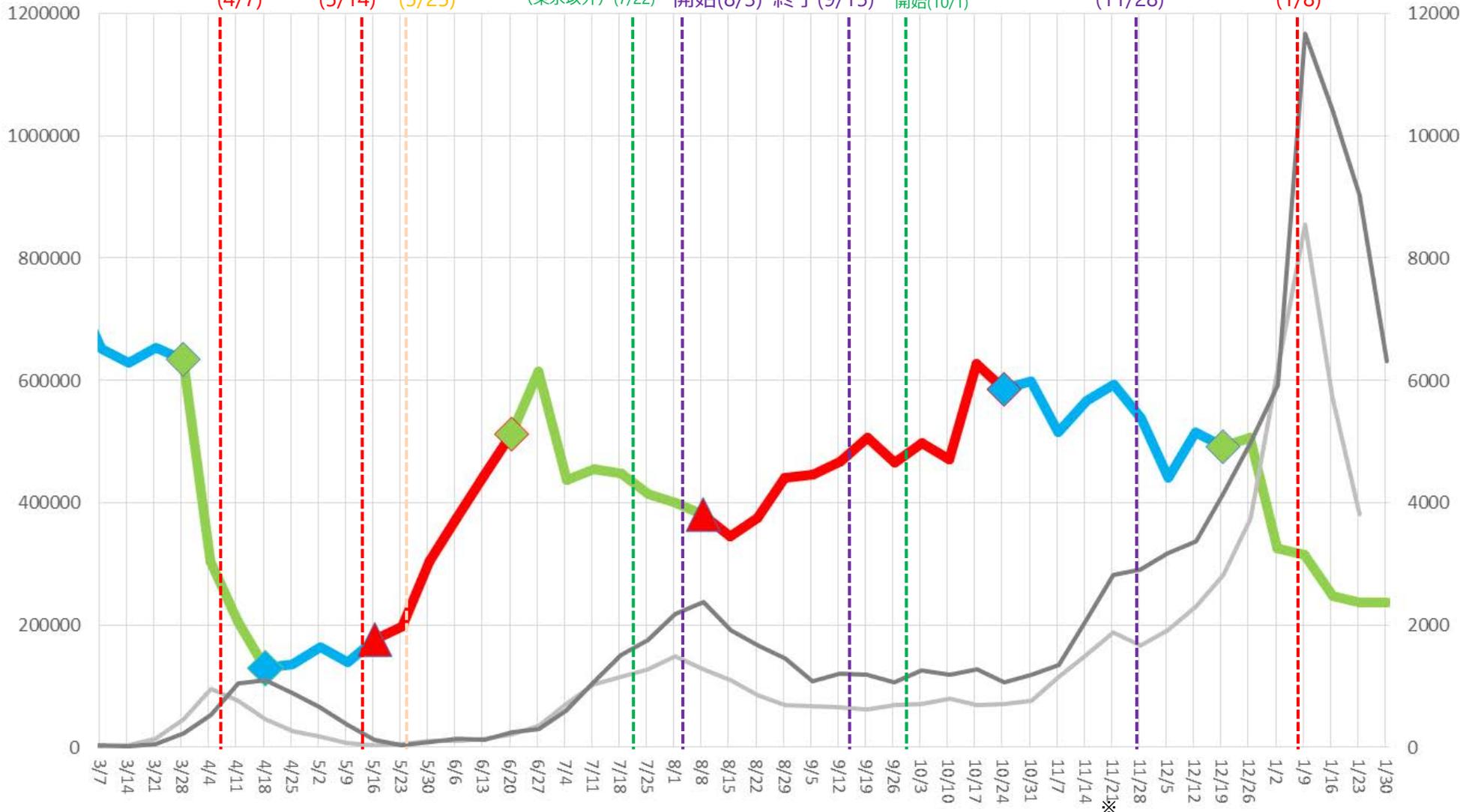
LocationMind xPop © LocationMind Inc.

\* Indicates that the Annual Percent Change (APC) is significantly different from zero at the alpha = 0.05 level.  
Final Selected Model: 7 Joinpoints.

# 主要繁華街夜間滞留人口の推移と変曲点（2021年1月30日まで）

繁華街  
夜間滞留  
人口 (人)

週あたり  
感染者数  
(人)



LocationMind xPop © LocationMind Inc.

滞留人口22-24    新規感染者数 (発症日)    新規感染者数 (報告日)

増加

減少

左目盛り：繁華街夜間滞留人口 (人)

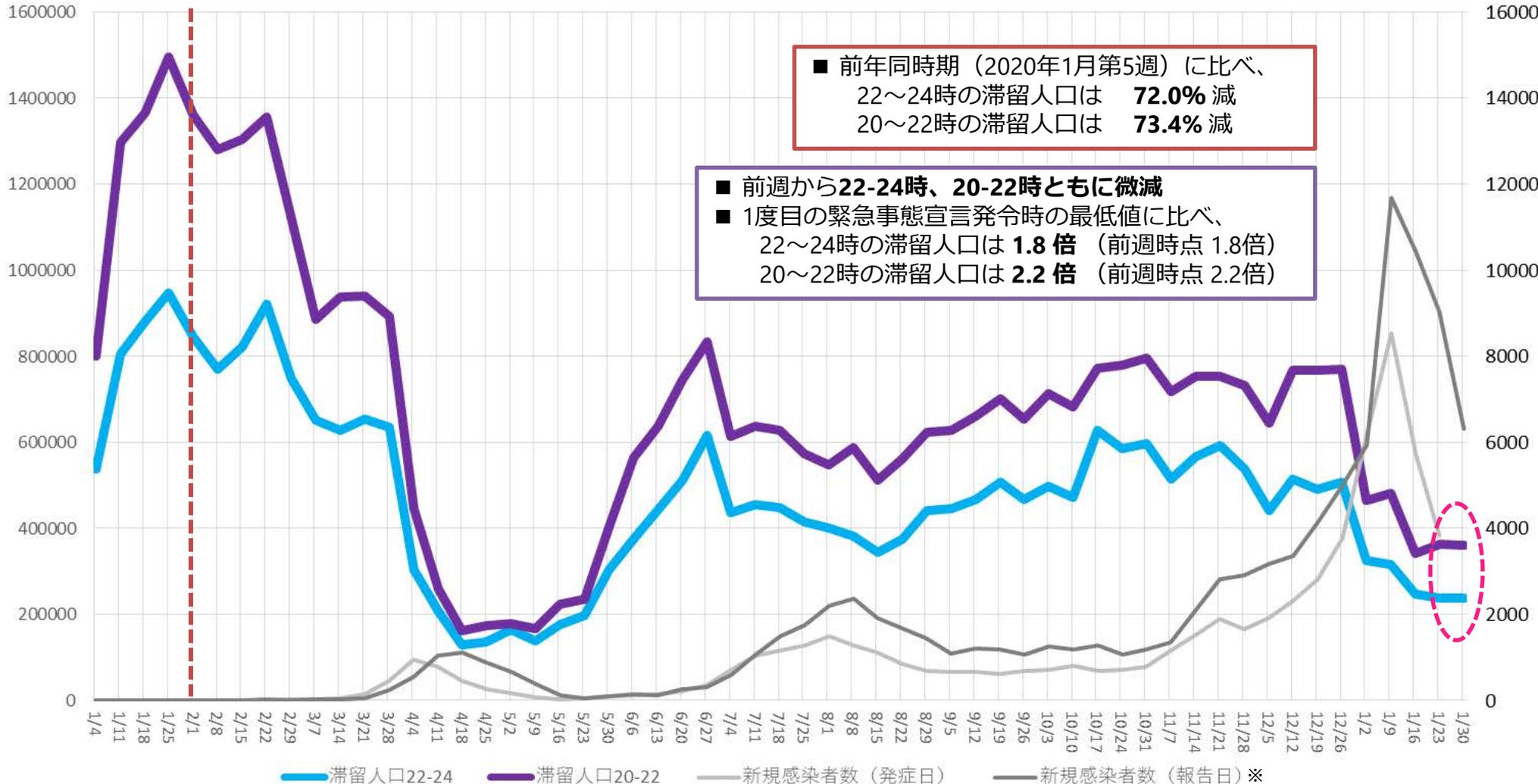
右目盛り：週あたり感染者数 (人)

※新規感染者数 (報告日) には 6 発症日不明及び無症状感染者が含まれる

# 20~22時・22~24時の滞留人口推移（2019年12月29日～2021年1月30日）

週あたり  
感染者数  
(人)

繁華街  
夜間滞留  
人口(人)

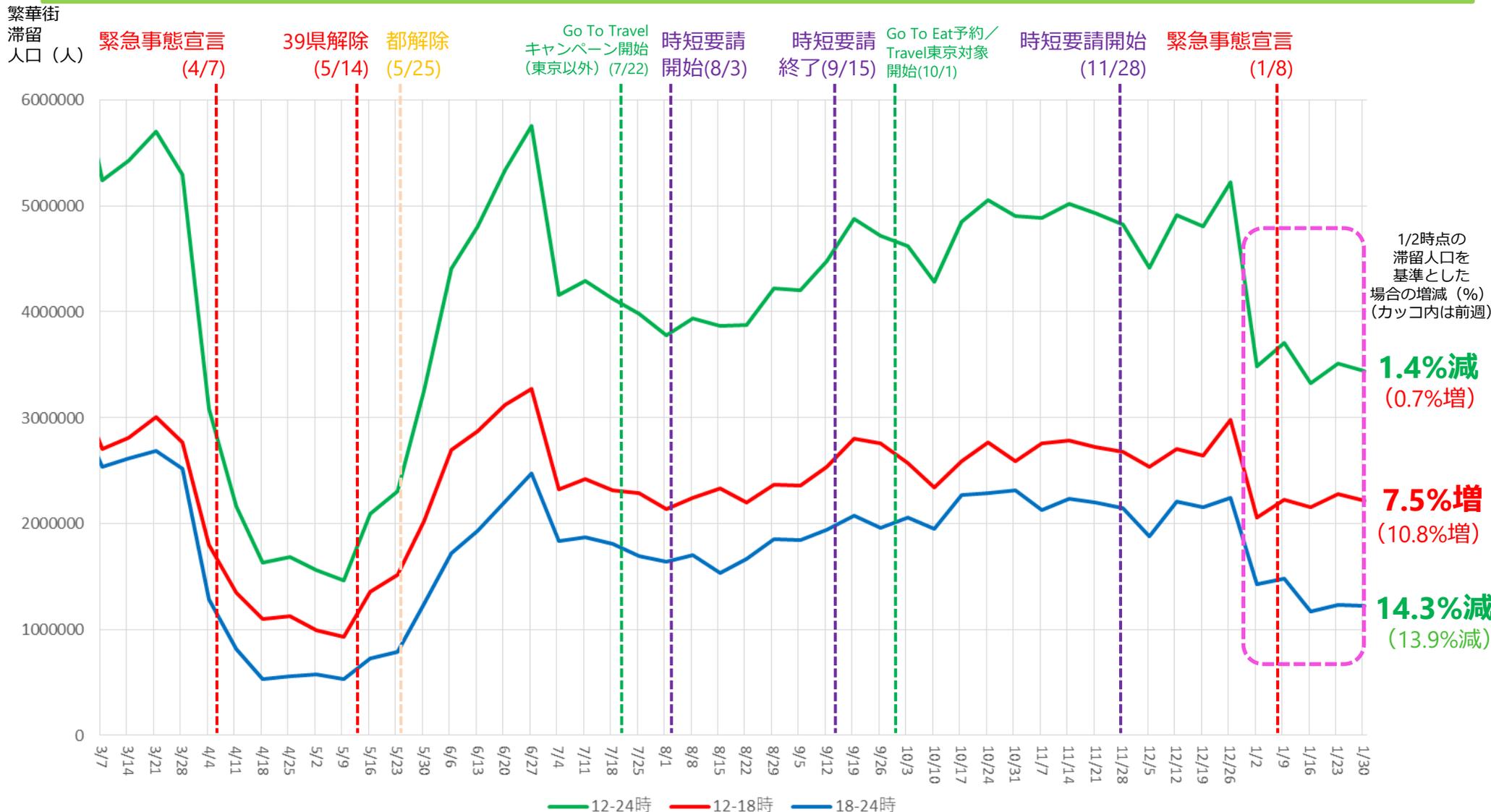


左目盛り：繁華街夜間滞留人口(人) 右目盛り：週あたり感染者数(人)

LocationMind xPop © LocationMind Inc.

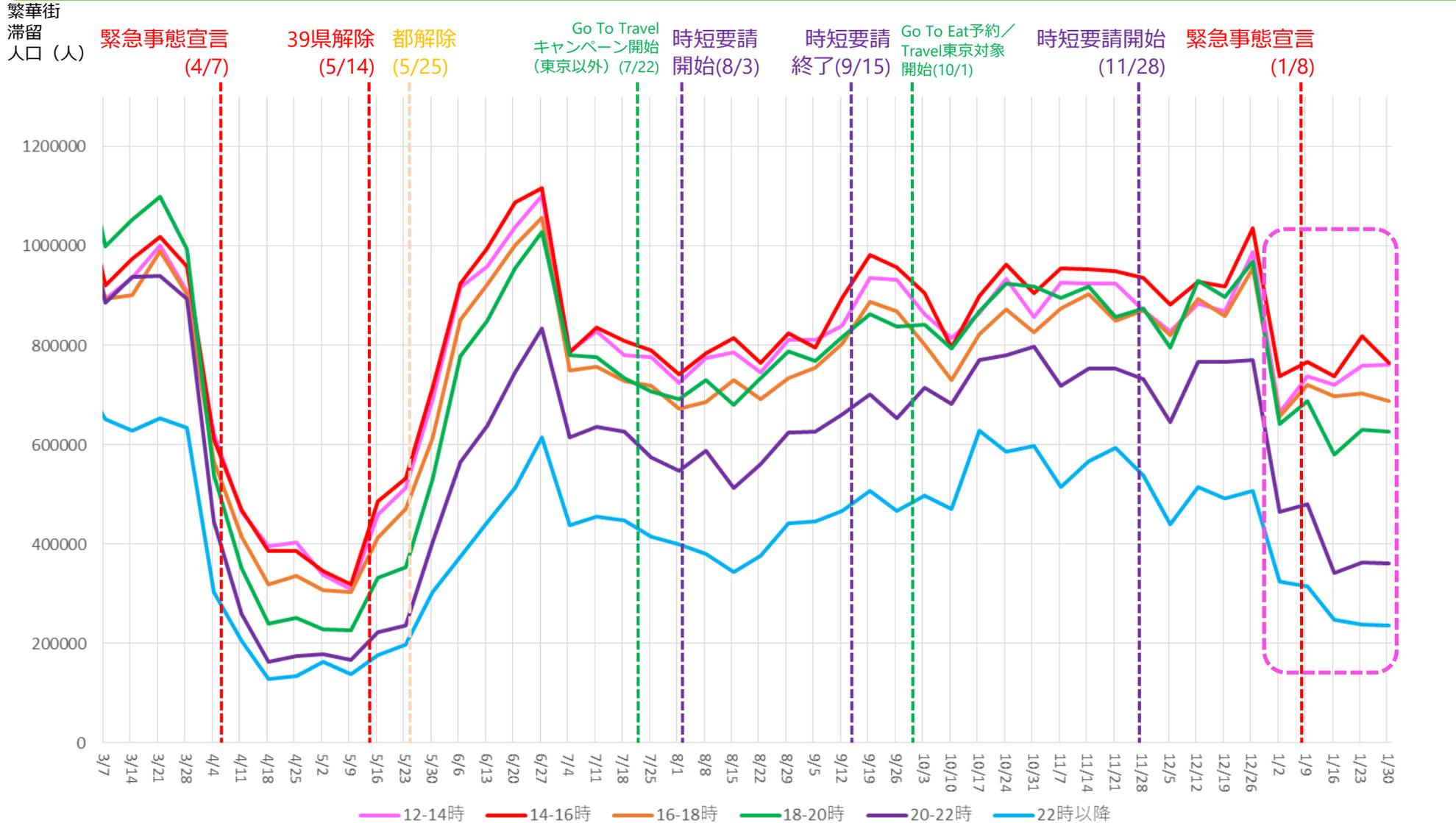
※新規感染者数（報告日）には  
発症日不明及び無症状感染者が含まれる

# 時間帯別主要繁華街滞留人口の推移 (2020年3月1日～2021年1月30日)



LocationMind xPop © LocationMind Inc.

# 時間帯別主要繁華街滞留人口の推移（2020年3月1日～2021年1月30日）



LocationMind xPop © LocationMind Inc.

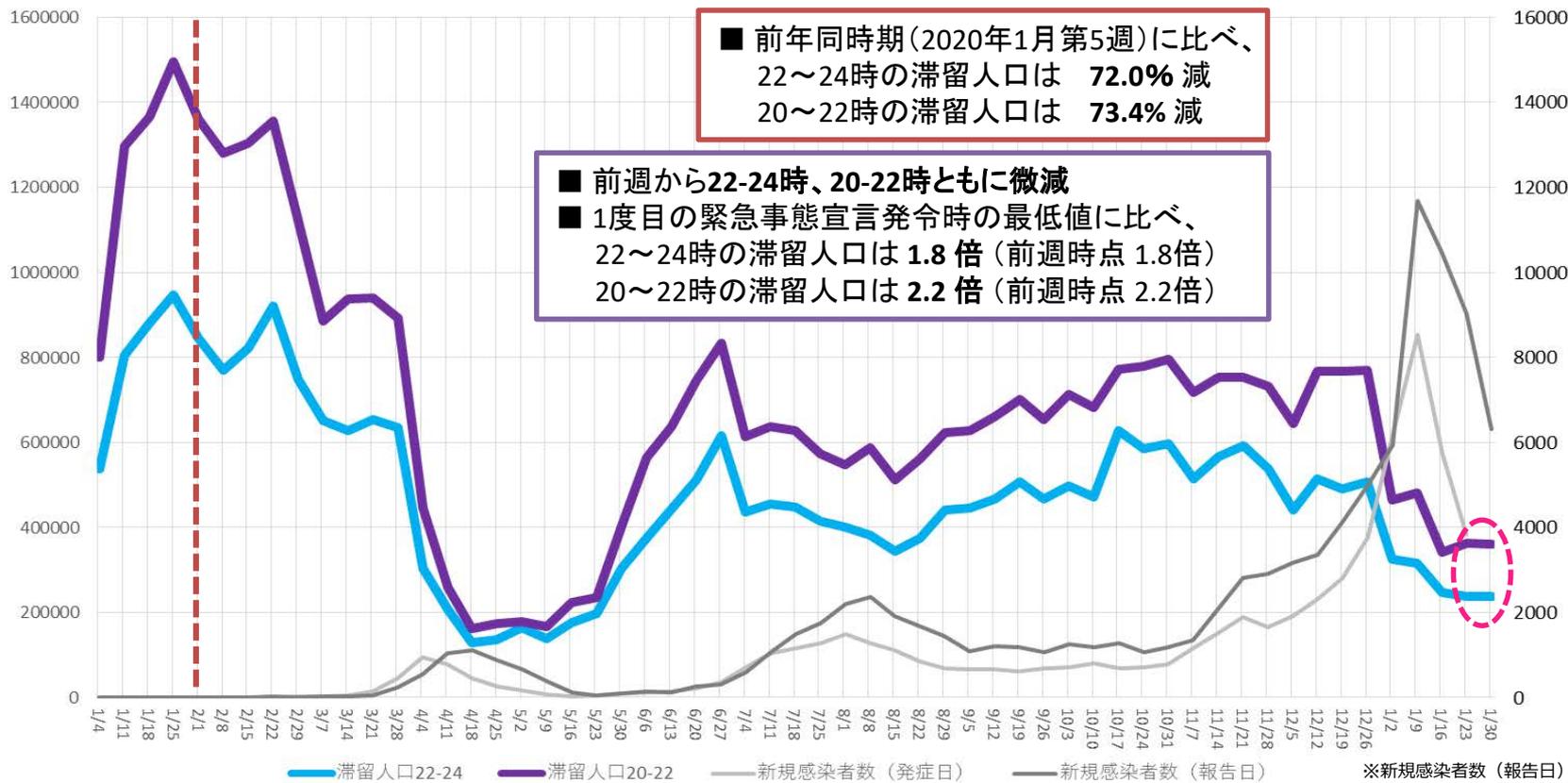
# 都内主要繁華街 滞留人モニタリング (要点)

- **緊急事態宣言発令前** 12月20日の週を起点とする有意な減少傾向が続いている
- 前年同時期（2020年1月第5週）に比べ、
  - 22～24時の滞留人口は **72% 減**
  - 20～22時の滞留人口は **73% 減**
- 1度目の緊急事態宣言発令時の最低値に比べ、
  - 22～24時の滞留人口は **1.8倍**（前週時点 1.8 倍）
  - 20～22時の滞留人口は **2.2倍**（前週時点 2.2 倍）
- 感染者数のピークアウト後、3週間が経過。この間、主要繁華街夜間滞留人口は増加に転じることなく抑えられている。第3波では、第1波、第2波の際と比較し、市中感染の広がりがより深刻であり、感染者数自体も著しく多いため、当面の間、この状態をさらに維持する必要がある。
- 主要繁華街における昼間滞留人口は、緊急事態宣言後に減少しておらず、特にランチ時間帯の滞留人口は増加している。昼夜問わず不要不急の外出自粛のさらなる呼びかけが必要である。

# 20~22時・22~24時の滞留人口推移 (2019年12月29日~2021年1月30日)

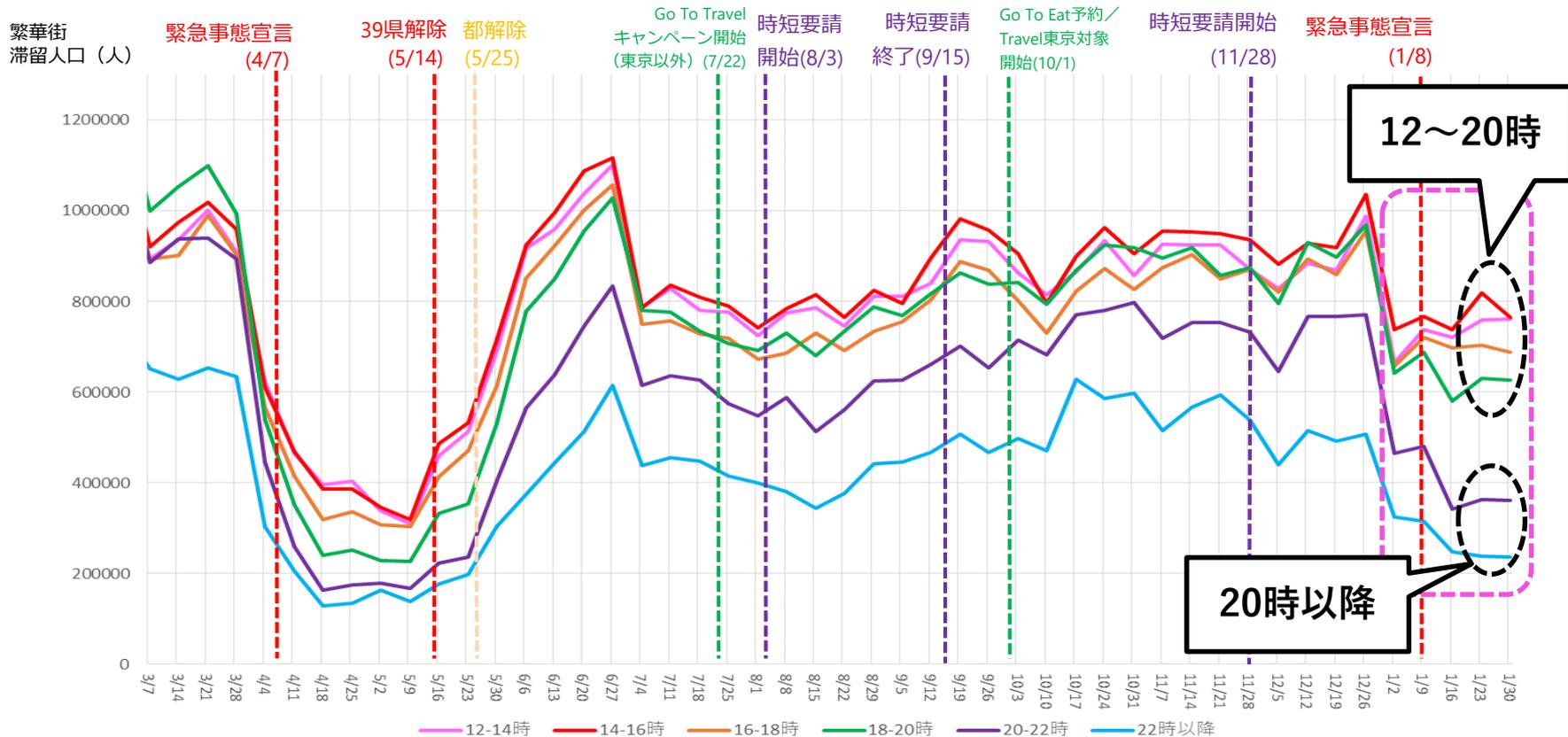
■ 前年同時期(2020年1月第5週)に比べ、  
22~24時の滞留人口は **72.0% 減**  
20~22時の滞留人口は **73.4% 減**

■ 前週から22-24時、20-22時ともに微減  
■ 1度目の緊急事態宣言発令時の最低値に比べ、  
22~24時の滞留人口は **1.8 倍** (前週時点 1.8倍)  
20~22時の滞留人口は **2.2 倍** (前週時点 2.2倍)



※新規感染者数(報告日)には発症日不明及び無症状感染者が含まれる

# 時間帯別主要繁華街滞留人口の推移 (2020年3月1日～2021年1月30日)



## 「第 48 回東京都新型コロナウイルス感染症本部会議」

令和 3 年 2 月 2 日(火) 19 時 30 分  
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

### 【危機管理監】

それでは、第 48 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。本日は東京 i CDC の方から、東京都医学総合研究所社会健康医学研究センター西田先生にご出席をいただいております。後ほど西田先生からは、人流等の状況につきましてご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

それではまず現在の状況からご報告をいたします。まず世界各地の感染状況です。世界では 10,296 万人の方が感染をし、約 223 万人の方が亡くなられているという状況にあります。

次、国内の発生状況です。1 月 31 日 24 時の時点で、国内では 38 万人の方が感染をし、5,720 名の方が亡くなっています。

次、都の発生状況になります。これまで都では 10 万人を超える方が感染をされています。うち 8 万 7,621 名の方が回復をされているという状況です。亡くなられた方は 894 人になっております。

次、直近の国の動きです。本日、国では第 54 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催をされて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定をされています。

直近の都の動きになりますが、前回第 47 回の対策本部会議は 1 月 7 日に開催をいたしました。

直近の都の対応になります。東京都緊急事態措置の実施ですが、それぞれ、1 月 8 日及び 1 月 12 日から実施をしているところです。

次、新型コロナウイルス感染症への各局の対応になります。政策企画局ですが、1 都 3 県知事によります国への共同要請、総理大臣との面会、共同メッセージの発出、共同取組の実施等、1 月 10 日から 15 日の間に実施をいたしました。

総務局は、1 月 8 日以降、繁華街等における呼びかけ活動の実施や、営業時間短縮要請への協力状況の確認の実施をしております。

主税局になります。感染症の影響により収入が減少した事業者への固定資産税等の軽減措置につきまして、ディスプレイバナー広告や新聞広告等を活用しまして周知をしております。

戦略政策情報推進本部です。民間事業者と連携したスーパー等の混雑情報の配信サービス提供を 1 月 8 日より開始しています。

生活文化局です。緊急事態宣言を踏まえた対応といたしまして、都立文化施設での文化事業の一部休止や、都民情報ルームへの来室を伴う、都民向け業務を休止しているところです。

また、その下になります。新聞主要 6 紙に、それぞれ不要不急の外出自粛やテレワークの強化、あるいは営業時間短縮への協力を呼びかける広告を掲載しております。また、都内の外国人向けに都の緊急事態措置をやさしい日本語を含む 16 言語で発信、知事のメッセージ動画など SNS で毎日発信をしています。また、広報東京都を使用しました情報発信をしているところです。

オリンピックパラリンピック準備局です。都立スポーツ施設等の一部利用中止等の期間延長を実施いたしました。

都市整備局におきましては、鉄道の終電時刻の繰り上げ等につきまして、1 都 3 県で国及び鉄道事業者に対し共同要請をしています。

環境局では環境局所管施設の臨時休館等の継続をしているところです。

産業労働局です。1 月 18 日以降、TOKYO テレワークアワードの募集を開始し、またサテライトオフィスの提供について、あるいは、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の対象拡大と、テレワーク導入率の調査結果を公表してきているところです。1 月 26 日には、協力金の申請受付を開始しております。

その下、中央卸売市場ですが、一般見学の中止期間を延長しております。

建設局・港湾局につきましては、それぞれ所管施設の臨時休園、臨時休館等の継続、施設の使用中止をしているところです。

交通局では、都電おもいで広場の臨時休業の延長、また、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの終電繰り上げ等を公表しているところです。また、都バスの深夜バス最終便の一部繰り上げを公表しております。

水道局・下水道局では、それぞれ所管施設の臨時休館等の措置を実施しております。

それでは、ここで総務局長から、緊急事態措置等の延長について、ご説明をお願いいたします。

#### 【総務局長】

私からは東京都における緊急事態措置等案についてご説明をいたします。

本日、政府対策本部が開催されまして、1 都 3 県を含む 10 都府県を対象に、特措法に基づく緊急事態宣言を、3 月 7 日まで延長することが決定されました。

これを受けて、引き続き 1 都 3 県で連携し、これまでの緊急事態措置等を延長することといたしました。

緊急事態措置等の対象となる区域は、島しょ地域を含む都内全域。期間は、2 月 8 日 0 時から、3 月 7 日 24 時までといたします。

実施内容でございますが、人流の抑制を最優先に、概ねこれまでと同様の内容で、都民向け、事業者向けに要請をいたします。

都民向けには、特措法第 45 条第 1 項に基づき、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、日中も含め、原則として外出しないこと等を要請いたします。

引き続き、都では、区市町村等と連携し、繁華街、商店街などで見回り、呼びかけに取り組んで参ります。

また、事業者向けには、特措法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等の施設管理者に対して、営業時間短縮とともに、国の基本的対処方針の変更に伴い、新たに業種別ガイドラインの遵守を要請いたします。

イベント主催者等に対しては、規模要件等に沿ったイベントの開催等を要請いたします。

施設の使用制限、イベントの開催制限の具体的内容につきましては、スライドでご覧いただいている表に記載のとおり、これまでとほぼ同様でございますが、業種別ガイドラインの遵守を新たに追記いたしました。

なお、本日書面開催いたしました、感染症対策審議会において、緊急事態措置等案について、妥当とのご意見を頂戴しております。

私からの説明は以上でございます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、テレワークの推進につきまして、産業労働局からお願いいたします。

#### 【産業労働局長】

当局からテレワークの推進強化について報告をさせていただきます。

1 都 3 県共同で、2 月 8 日から 3 月 7 日までの期間を新たに、テレワーク集中実施期間と設定いたしまして、各都県において、経営者団体への要請や、施策の P R などの取組を強化していくことといたしました。

都におきましては、半日・時間単位のテレワークとローテーション勤務等を組み合わせたテレハーフを事業者に新たに推奨するとともに、その後押しのため、多摩地域のホテルをサテライトオフィスとして 500 円で提供する事業を実施しております。

あわせて、企業が社員用のテレワークの場としてホテルを借り上げる際の支援を行っているところでございます。

出勤者数の 7 割削減に向けまして、テレワークの推進に取り組んで参ります。

以上でございます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

続きまして一時宿泊場所の提供などの、各種の対策につきまして、福祉保健局からお願いいたします。

#### 【福祉保健局長】

はい。福祉保健局から3点ご報告申し上げます。

まず、緊急的な一時宿泊場所の提供についてでございます。

新型コロナウイルス感染症影響による失業等により、住まいを失った方に対しては、年末から緊急事態宣言の期間中、ビジネスホテルを一時的な宿泊場所として提供しているところでございます。この受付期間を緊急事態宣言の期間延長に合わせて、3月7日までさらに延長することといたしました。

次に医療提供体制についてでございますが、東京都では新型コロナウイルス患者の病床を、先週まで4,700床を確保しているところでございました。今週、都立公社病院の病床を1,500床から1,700床に拡充し、合計4,900床といたしました。内訳を申し上げますと、重症病床が315床、中等症等が4,585床となっております。

また、宿泊療養につきましても、明日から新たに「アパホテル品川泉岳寺駅前」の運用を開始する予定でございます。合計13施設、約5,500室となります。

次に高齢者施設等の感染拡大防止対策についてでございますが、医療施設や高齢者施設等における感染拡大を防止するため、現在、施設の陰圧化や、換気設備等の整備に対する補助を行っているところでございます。

また、職員向けに感染防止対策に関する研修動画を作成し配信するほか、施設の要請に応じ、保健所と連携して東京iCDC感染対策支援チームを派遣しております。

また、特別養護老人ホームなどの高齢者施設に対し、職員や利用者のPCR検査に要する経費を補助しております。

今般これらの施設の検査を集中的に行うため、東京都として新たに実施計画を策定し、施設における検査実施を徹底して参ります。

私からは以上でございます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございます。このほか、この場にご出席の皆様でご発言のある方いらっしゃいますか。Webで参加の皆様でご発言のある方いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

よろしければここで本日ご出席いただいております西田先生から、滞留人口のモニタリングにつきまして、ご説明をお願いいたします。

#### 【東京iCDC(西田先生)】

よろしく申し上げます。東京都医学総合研究所の西田でございます。

本日私の方からは、都内の主要繁華街における夜間と昼間の人流の状況について、特にこのたびの緊急事態宣言発令前後の人流の推移につきまして報告申し上げます。

次のスライドをお願いいたします。私ども東京都医学総合研究所では、この間、東京大学の空間情報科学研究センターと連携をいたしまして、主要繁華街におけるレジャー目的の滞

留人口を、GPS データから正確に把握する仕組みを構築して参りました。

飲酒や飲食を伴うレストランの感染リスクが極めて高いことを踏まえまして、一般に使われているような、単純な人手のデータではなく、都内の繁華街にレジャー目的で移動した人々のデータを洗い出して、滞留時間等も勘案した上で感染リスクの高い人流を浮き彫りにする。そうしたシステムを構築し、継続的な人流モニタリングを行っております。

次のスライドお願いいたします。私どもは都内中心部の繁華街、具体的には池袋、歌舞伎町、新宿2丁目、渋谷、六本木、銀座、上野の七つの繁華街をモニタリングの対象といたしまして、夜間及び日中の滞留人口の推移を検証しております。

次のスライドお願いいたします。この図は先ほど七つの主要繁華街の夜間滞留人口、その合計値を推計したグラフでございますが、昨年3月の第1波前後から、先週末までの推移を示しております。

このグラフを見ますと、第1波、第2波、そして今回の第3波のいずれにおきましても、まず繁華街の夜間滞留人口が減少に転じていく。それを追いかけるように、都内の感染者数が、数週間後に減少に転じていくという様子がわかるかと思えます。

次のスライドお願いします。さてこうした夜間滞留人口が統計学的に減少または増加に転じた時点、すなわち変曲点の分析を行ってみますと、昨年3月以降、七つの変曲点が見い出されております。

最新の七つ目の変曲点は、12月20日の週に見い出されておりました、そこを起点として、夜間滞留人口は、これまでのところ、緊急事態宣言の発令を経て、減少に転じているということが示唆されております。

次のスライドお願いいたします。さて、この図は変曲点の分析に基づきまして、夜間滞留人口の減少に転じている期間を緑色、増加に転じている期間を赤色で示しております。ここでご覧いただきたいのは、第2波の感染者数のピークが8月8日の週にございますが、感染者数の減少が始まると、すぐに夜間滞留人口が増加に転じてしまっております。

一方、今回の第3波に関しましては、感染者数のピークアウト後、約3週間が経過しておりますが、都民の皆さんのご協力によって、これまでのところ、夜間滞留人口は増加に転じることなく、抑えられているという状況でございます。

次のスライドお願いいたします。さてここでは前年同時期の人流と比較するために、もう少し長くスパンをとったグラフをお示ししております。

紫色の線が夜8時から10時の推移、青色の線が夜の10時から12時の推移をあらわしております。

まず直近の推移を見ますと、夜8時から10時、夜10時から12時の時間帯ともに、前週からわずかではあります、減少しております。

左の茶色の点線が前年同時期に当たりますが、そこと直近の状況を比較いたしますと、夜10時から12時の滞留人口は72%減少、夜8時から10時につきましては、73%減少しております。

ただ一方で、一度目の緊急事態宣言の発令時の最低値に比べますと、夜 10 時から 12 時の滞留人口は 1.8 倍、夜 8 時から 10 時につきましては、2.2 倍の水準となっております。

第 3 波では、第 1 波・第 2 波と比較いたしまして、市中感染の広がりがより深刻であること、また感染者数自体が非常に多いということを踏まえますと、さらに、当面の間、夜間の滞留人口につきましては、この状態を維持していく必要があると思われま

す。次のスライドをお願いいたします。一方で昼間の人流、特に繁華街におけるレジャー目的の日中の滞留人口は、緊急事態宣言発令以後、増加に転じており、抑制できていない状況がございます。

具体的には、緊急事態宣言前に比べて、夜間滞留人口が 14.3%減少しているのに対し、昼間の滞留人口は 7.5%増加しております。

次のスライドをお願いいたします。昼間の滞留人口の中でも、特にランチの時間帯、具体的には、このグラフのピンクのラインでございますが、12 時から 14 時のタイムゾーンの繁華街滞留人口が増加しており、この点は要注意であろうというふうに思われます。

昼夜を問わず、不要不急の外出自粛のさらなる呼びかけが必要であろうと思われま

す。最後になりますが、ここから数週間が極めて重要な時期であるというふうに思われます。他の自治体の例からも実行再生産数が下がりきらない段階で人流が増え始めますと、再び急激な感染拡大へと繋がる可能性がございますので、もう一段の人流の抑制が必要かというふうに存じます。

以上でございます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

ただいま西田先生からご説明のありました内容につきましてご質問等ある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

よろしければ、ここで本部長からご発言をお願いしたいと思います。

#### 【都知事】

都の医学総合研究所西田先生にご出席いただき、そしてこの間の人の流れについて分析をいただきましてありがとうございます。

先ほど、国におきまして 1 都 3 県を含みます 10 の都府県を対象として、特措法に基づく緊急事態宣言を 3 月 7 日まで延長する、その旨が決定をされました。

そこで都といたしまして、これを受けて、緊急事態措置等を延長いたします。緊急事態措置等の内容については先ほど総務局長から説明があった通りでございます。

都内では今、新規陽性者数は減少傾向にございますが、年末年始の急拡大前の水準に戻ったに過ぎないと言わざるを得ません。重症者数は高止まりしております。そして医療提供体制の逼迫は長期化しているということでもあります。

今、西田先生からもお話ありましたように、ここで、緩んでしまうと、緩みますと、すぐに再拡大を招いてしまうということがポイントだったと存じます。

そのために、人の流れ、人流を徹底的に抑え込む必要があるということでもあります。先生のポイントは、まず、主要繁華街の夜間滞留人口は増加に転じることなく、抑えられているということではありますが、この状態を緩めることなく、逆戻りさせないことが重要と。

また、夜間に比べて昼間の滞留人口は減少していないということもご報告いただきました。特にランチ時間帯、より抑えることが重要ということもございます。

ここ数日の新規陽性者数を見ますと、7日間の移動平均で見ますと、前の週と比べまして、約7割前後まで抑えられています。そこで、今こそ、もう一段のご協力を皆様方をお願いをする次第であります。

そしてテレワークであります。産業労働局長からの報告がございましたように、都でも様々な支援策を用意しております。テレワークの推進や、支援策をぜひご活用いただき、出勤者の7割削減をお願いいたします。

また、福祉保健局長から一時宿泊場所の受付期間の延長ということで報告がありました。住まいを失い、またお困りの方は、ぜひご連絡をいただきたいと存じます。

医療提供体制であります。確保した病床や宿泊療養施設を活用して適切な医療提供をして参ります。

高齢者施設などについては報告があった通り、各種の対策を講じて、感染の拡大を防止して参ります。

この後、臨時記者会見で、都民、事業者の皆様方に直接、緊急事態措置などの延長にあたっての呼びかけをして参ります。

各局の皆さんには、今一度、気を引き締めて、何としても、このコロナを抑え込む高い危機感で対策にあたってください。よろしく申し上げます。

以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。